

輪島市小型除雪機械購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、冬期間における道路交通の確保及び安全で安心な市民生活の確保を図るため、小型除雪機械の購入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号。以下「補助金等規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型除雪機械 除雪に必要なロータリー機能を有する機械で、市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 自主防災組織 本市の区域内において組織された災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、規約を有し、かつその構成員のうち1名以上が特定非営利活動法人日本防災士機構の定める防災士の資格を有する団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自主防災組織、区(戸数2戸以上)及び町内会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、小型除雪機械の購入に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小型除雪機械の維持管理及び運行に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

- 2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 補助金の交付の対象となる小型除雪機械は、1団体当たり1台とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付の申請が行われる年度の3月末日までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金等規則第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対し輪島市小型除雪機械購入補助金交付申請書(様式第1号)のほか次に掲げる書類を添付し、小型除雪機械を購入する前に提出しなければならない。

- (1) 購入計画書(様式第2号)
- (2) 見積書及びカタログ
- (3) 除雪承諾書(様式第3号)
- (4) 除雪実施箇所位置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 補助金等規則第9条の規定に基づき、市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を

当該補助金の交付の申請をした者に輪島市小型除雪機械購入補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第9条 補助金等規則第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後、内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに輪島市小型除雪機械購入補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、内容の変更等の承認をすべきと認めたときは、当該内容の変更等の承認をするものとする。

3 前項の規定による承認をした場合については、前条の規定を準用する。

(代理受領)

第9条の2 交付決定者は、市内販売業者を補助金の交付の請求及び受領の代理人とすることができる。

2 前項の規定により代理人を選任した者(以下「代理受領委任者」という。)は、第7条の申請書を提出する日から第10条の実績報告書を提出する日までの間に、代理受領に係る委任状(様式第5号の2)を市長に提出しなければならない。

3 代理人は、第1項の規定により受領する補助金の額に相当する額を、補助対象経費として代理受領委任者へ請求する額から控除するものとする。

- 4 代理受領委任者は、委任の内容を変更し、又は委任を取り下げようとするときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領委任状変更等届(様式第5号の3)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金等規則第17条第1項の規定に基づき、交付決定者は、小型除雪機械を購入したときは、速やかに輪島市小型除雪機械購入補助金実績報告書(様式第6号)のほか次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 購入した小型除雪機械の写真
- (3) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 補助金等規則第18条の規定に基づき、市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に輪島市小型除雪機械購入補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金等規則第21条の規定に基づき、交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、輪島市小型除雪機械購入補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第 13 条 補助金等規則第 27 条第 1 項の規定に基づき、交付決定者は、購入した小型除雪機械を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、売却し、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた日から起算して 10 年間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。